

南薩介護保険事務組合地球温暖化防止実行計画の実施状況について（公表）

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定に基づき、南薩介護保険事務組合地球温暖化防止実行計画の実施状況について公表します。

なお、組合が実施する事務事業のすべてを対象としますが、事務所が南九州市役所の庁舎内にあることにより、事務所における内容については、南九州市地球温暖化防止実行計画に基づき実施するため、対象は組合公用車におけるガソリンのエネルギー消費量に伴う温室効果ガス排出量としています。

1 二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の削減状況（単位：kg-CO₂）

ガスの種類	2015（平成 27）年度 （基準年度）①	2024（令和 6）年度 ②	比較 ②／①×100	削減率
二酸化炭素	9, 8 3 4	1 0, 6 3 0	1 0 8 . 0 9 %	8 . 0 9 %
メタン	1 9	2 8	1 4 7 . 3 7 %	4 7 . 3 7 %
一酸化二窒素	4 8 8	5 9 1	1 2 1 . 1 1 %	2 1 . 1 1 %
合計	1 0, 3 4 1	1 1, 2 4 9	1 0 8 . 7 8 %	8 . 7 8 %

2 温室効果ガスの総排出量の増減の主な要因

令和 6 年度の温室効果ガス総排出量は、前年度に比べ 1 . 6 % の減少となりました。主な要因としては、組合公用車について、一部エコカーへの切換えを行ったことや介護認定訪問調査を行程等考慮し、効率的に行ったことなど、ガソリン使用量と走行距離の縮減に努めたことによるものと考えます。

3 今後の取組等

公用車が増えたことにより、温室効果ガス総排出量が基準年度（平成 27 年度）を下回ることは厳しいが、介護認定訪問調査において、同地域の調査をなるべく同日に行えるよう日程調整等を行い、総排出量が前年度を下回るよう引き続き温室効果ガスの削減等に努める。